



一般財団法人 経 済 産 業 調 査 会

東京都中央区銀座 2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪府中央区谷町 1-7-4

(MF天満橋ビル 8 階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効審判不成立審決取消請求事件

〔油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法、揮発性環境汚染物質低減作業流体、健康サプリメントおよび動物飼料製品〕(特許第3905538号)進歩性誤認(相違点の認定の誤り及び容易性の判断の誤り)事件)〔上〕(全2回)

一平成30年（行ケ）第10027号、平成31年1月28日判決言渡一

本件発明と引用発明が、＜相違点 6＞「本件発明 1 では、海産油中に存在し、揮発性作業流体と一緒に海産油から分離される除去対象物質が、「臭素化難燃剤および P C B からなる群より選択される環境汚染物質」であるのに対し、甲 2 発明 1 では、該除去対象物質が「コレステロール」であって、甲 2 発明 1 のサケ頭油が、「臭素化難燃剤および P C B からなる群より選択される環境汚染物質」を含有するの否か、該環境汚染物質が、該サケ頭油に添加されたりノール酸と一緒に、該サケ頭油から分離される過程を含むの否かが明らかでない点。」の外、＜相違点 7＞「ストリッピング処理過程」、すなわち分子蒸留を実行する温度範囲が、本件発明 1 では、「150～270℃の間の温度」であるのに対し、甲 2 発明 1 では、そ



SINCE 1891

特許業務法人 **浅村特許事務所**

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

弘男 光生 宏啓 統里 幸
昌晴 義幹 卓晶 尋由 和
村藤 本岡 田見 宮藤 方
浅後 水龜 篠岩 松伊 大
主理士 弁護士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士 弁理士
所長

建弘實則司之登子三
幸一克久裕博祐鈺
井田塚江森本山中
金池大白金橋中田林
弁理士 弁理士 弁理士
弁理士 弁理士 弁理士
弁理士 弁理士 弁理士
弁理士 弁理士 弁理士

相談役

皓一次之郎 亮宣史
洋良 孝裕 裕修
村上 月中 野川 野間
浅井 望畑 浅北 水菊
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士

明彦子理誠太男
康克啓麻 亮光
口村山削統 野
山下平弓田原岡
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士
弁理士

浅村法律事務所

電話：03-5715-8640(代) FAX：03-3540-1997 E-mail：law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

男 晴 藤 後
士 理 弁
士 護 弁

弁護士 松川直樹

弁護士 和田 研 史

の温度範囲が特定されていない点。」につき、本件審決の判断には誤りがあるところ、その誤りが結論に影響を及ぼすものであるかどうかについて、さらに次項において引き続き検討するとし、本件発明と甲2記載の発明との相違点の容易想到性判断の誤りを認定するに際し、本件優先日当時、ほとんど全ての精製前の海産油にPCBが含まれていることは周知の客観的事項であったとし、同様に、本件優先日前後に頒布された刊行物から、本件優先日当時、ほとんど全ての精製前の海産油に臭素化難燃剤が含まれていることも、周知の客観的事項であるとし、甲2発明1のサケ頭油を「臭素化難燃剤およびPCBからなる群より選択される環境汚染物質」を含有するものとすることは、当業者が容易に想到することができたというべきである。コレステロール、PCB及び臭素化難燃剤の揮発性の程度は、本件優先日当時において、周知の客観的事項であると認められるとして、当業者が、甲2発明1が特定する方法を実行すると、サケ頭油に含まれているPCB及び臭素化難燃剤が、当該サケ頭油に添加されたりノール酸と一緒に分離されることを容易に理解できたというべきであるとして審決を取り消した事例である。

第1 当裁判所の判断

裁判所は、原告の各取消事由の主張はいずれも理由があり、本件審決にはこれを取り消すべき違法があると判断する。その理由は以下のとおりである。

1 本件発明について

(1) 特許請求の範囲

本件発明の特許請求の範囲は、後記第3の2に記載のとおりである。

2 蒸留及び環境汚染の状況に関する文献の記載

多数の文献が記載されている。本文中に引用されているものもある。(記載を省略)

3 取消事由1(本件発明と甲2記載の発明との相違点の認定の誤り)

(1) 甲2の記載

ア「結晶化、蒸留、超臨界抽出及びクロマトグラフィーの手順が、魚油及びその構成要素である遊離脂肪酸の分画のための主要な調製法である。魚油は、主にトリアシルグリセロール(一般にトリグリセリドと呼ばれる。)からなる。…魚油からのトリグリセリドの混合物は、個々の要素の効率的な分離には複雑すぎる。せいぜい、分画により、控えめな濃縮が期待できるだけである。したがって、大半の努力は、酸又はそのメチル若しくはエチルエステル(油から容易に得られる。)の分画に向けられている。主要な利点は、これらのより単純で単一鎖の化合物を扱う場合、鎖長又は不飽和の程度の違いが、効果的に扱われることにある。トリグリセリドでは、この違いは、分離すべき分子中の他の2つの酸により、極小化されるか又は完全に相殺され得る。実用的な利点は、トリグリセリドと比較して、酸及びその単純なエステルの揮発性が高いことである。」(73頁「INTRODUCTION」の1～17行、訳文は甲61参照)

イ「2. メンハーデン油の精製」及びウ「3. 共蒸留物によるサケ頭油からのコレステロールの除去 注入物に添加されたりノール酸・・・」が記載されている。(記載を省略)

(2) 本件発明と甲2記載の発明との相違点6の認定につき、① 甲2発明1では、サケ頭油がPCB又は臭素化難燃剤を含有するか否かが明らかではない、及び② 甲2発明1において、サケ頭油にリノール酸を添加して蒸留することにより、リノール酸及びコレステロールを気相に分離する際の蒸留条件において、サケ頭油中のPCB又は臭素化難燃剤が分離されるのか否かが明らかではない、とすることに審決が認定した点に誤りはなしとしたものの、③ リノール酸が、甲2発明1における揮発性作業流体といえるのか否かが明らかではない、とした本件審決の認定は誤りである。

ア 上記③が誤りであるとした根拠は以下のとおりである。

本件発明1における揮発性作業流体と、甲2発明1におけるリノール酸とは、除去対象物質が